

第 243 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 8 号

令和 6 年 8 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 8 号をもって、令和 6 年 8 月 9 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 243 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 8 月 9 日（金） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二	9 番	小倉 達也
10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之	13 番	福田 美保
14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市				

4. 欠席委員

6 番 井坂 孝雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 青山 哲士 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

10 番 宮本 康子 12 番 矢口 明之

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 48 号 農地法第 5 条による許可後の承継を伴う事業計画変更について
議案第 49 号 現況証明願の交付決定について
議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 50 分開会

事務局長	<p>只今から、令和6年 第243回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、6番 井坂 孝雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、10番 宮本 康子委員、12番 矢口 明之委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>報告案件に入る前に、ご報告いたします。</p> <p>令和6年5月10日総会に於いて「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について」審議頂きました案件の内、</p> <p>申請日：令和6年4月22日受付</p> <p>譲受人：大阪府大阪市中央区道修町1丁目4番6号 株式会社ES-MIRAI 代表取締役 木下 公貴</p> <p>譲渡人：要害 紀子（坂3478番地）要害 邦夫（坂3479番地1）</p> <p>申請地：坂字折越3486番1、3487番1 畑843㎡</p> <p>転用事由：太陽光発電施設に供するため</p> <p>につきまして、令和6年6月27日受付で取下げ通知がございました。</p>

	<p>続きまして番号2番の農地は、●●●●●から約600m南東に位置する畑3筆になります。</p> <p>現況は、雑草繁茂の状態となっていました。</p> <p>申請人は、新規就農のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 45 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14 番 関 宏幸	<p>それでは説明いたします。 函面番号 1 番も併せてご覧ください。 番号 1 番の申請地は、令和 5 年 6 月 30 日付けで営農型太陽光発電施設に伴う 5 条の一時転用許可がされた土地です。 今回、固定価格買取制度の変更により 3 年以上の一時転用許可が必要になった等の理由があり事業計画が困難と判断され、申請者の意向により許可の取消願が提出されました。 現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 46 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
13 番 福田 美保	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●から約 600m 東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、貸駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約 200m 南に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p>

続きまして番号 6 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から約 400m 南東に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 8 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から約 400m 南東に位置する畑 2 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 9 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

	<p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 47 号 9 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 48 号 農地法第 5 条による許可後の承継を伴う事業計画変更について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>

1 番 石塚 洋二	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆、農地区分は第 1 種農地になります。</p> <p>こちらは、令和 4 年 8 月 29 日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第 5 条の一時転用許可を受けた案件になります。</p> <p>農地法第 5 条による許可後の承継を伴う事業計画の変更内容については、当初の発電事業者と承継事業者がグループ関連会社であり、申請地の売電によって承継事業者の経営安定を図り、事業を承継するための事業計画者変更を求めるものとなります。また、事業計画者の変更以外の内容の変更はありません。</p> <p>なお、申請地には既に営農型太陽光発電施設が設置されており、下部農地ではサカキを作付けしております。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 48 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>

議長	<p>次に「議案第 49 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読をいたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
1 番 石塚 洋二	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、22 年以上前から宅地の一部となっており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	以上、議案第 49 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 51 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、9 月 10 日（火）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、麻生 登美子委員、豊崎 静代委員、中山 峰雄委員です。 日時は、9 月 3 日（火）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 243 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 宮 本 康 子

署 名 委 員 矢 口 明 之